

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號三第 卷十第

行發日一月三年九正大

## 論說

消費税に於ける累進課税……………法學博士 神戸 正雄

社會の存續……………文學士 高田 保馬

鎌倉時代の家族制度(二)……………文學博士 三浦 周行

明治の米價調節(五)……………法學士 本庄榮治郎

所得税均等負擔の理想と實現(一)……………法學士 汐見 三郎

キヤナンの富の概念に就きて(二完)……………法學士 石川 興二

## 時事問題

家賃騰貴と都市計畫……………法學博士 戸田 海市

官吏の待遇を論ず……………法學博士 小川郷太郎

國庫制度の改定に就きて……………法學士 大森 研造

## 雜錄

交通機關論の交通論における地位……………法學士 小島昌太郎

米國勞働者家計三十年間……………法學博士 河田 嗣郎

岡山藩の開墾策(二完)……………黑 正 巖

新著紹介

●明治年間米價調節沿革史

大藏省理財局刊  
非賣品

本書は門司税關在勤種田事務官が大正四年大藏省理財局國庫課米價調節掛在勤の當時より繼續調査せられし所にかゝり、第一章總説、第二章沿革の二部に分ち、主として明治元年乃至二十三年の米價調節策について詳述し、別に参考書一冊を添へ資

料及び米穀出納表を載す。著者は米價調節を以て政府自ら米穀需給の衝に當りて行ふ處のものさ、これに屬せざる凡ゆる施設との二者に分ち、前者を狭義の米價調節策とし、明治二十三年以前には狭義の米價調節策が主として行はれ、二十四年以後には反之狭義の調節策は全然存在せず第二章に屬する施設が數回行はれたるに過ぎざるを以て前期は調節時代にして後期は放任時代なりとし、後期の施設については、總論の中に簡單なる記述あるのみにして第二章沿革の全部は二十三年までの調節策を説かれたるものなり。この觀念によれば、米價制限の如きは狭義の米價調節策とはならざることとなる。又明治年間米價調節の特徴の如き、或は時代別の如き(元年乃至二十三年を七期に分ち)多少余の見解と合せざる點もありと雖、本書が大藏省に存す各種同議書記録等の根本史料の類を涉獵せられたることは本書の價値ある點と考へざる可らず。余は數回本誌に同様の問題につき説く所ありしも、身、京都にありて上京の機會なかりしため、此等の史料を續閲する能はず、僅かに此等の同議書類を參考して記述せられたりと信すべき米穀經理記事(當本)米價常平制度の梗概(印刷本)等によりしに過ぎざりしが、今この真參考書を得て、本誌以後記述すべき部分につき本書を參考し得るを欣ぶと共に、余の既載の分につきても甚しき過誤なく、本書も亦右の米穀經理記事、米價常平制度の梗概に依る處必ずしも少からざるを看て、私かに、自ら慰めつゝある次第なり。兎に角、本書は明治の米價調節策につき、何人も一讀すべき其好なる參考書たるを疑はず。(本庄)

32) 享和元年留帳

33) 類編寛文九年十一月

35) 櫻安録幸島田用水、倉安川開鑿

明治二年大阪

38) 類纂社寺門沖口神社

あり、拙稿、本誌第九卷第四號29頁参照